○国土交通省告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業３・４・２１１―９号大阪高槻京都線
三　事業施行期間　自令和三年九月二十一日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画都市高速鉄道事業東急電鉄大井町線
三　事業施行期間　自令和八年二月六日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区豊町二丁目、豊町三丁目、戸越五丁目及び戸越六丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東急電鉄大井町線付属街路第一号線
三　事業施行期間　自令和八年二月六日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区戸越五丁目地内
使用の部分　東京都品川区戸越五丁目地内

○関東地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東急電鉄大井町線付属街路第二号線
三　事業施行期間　自令和八年二月六日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区戸越五丁目地内
使用の部分　東京都品川区戸越五丁目地内

○関東地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東急電鉄大井町線付属街路第三号線
三　事業施行期間　自令和八年二月六日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区戸越六丁目地内
使用の部分　東京都品川区戸越六丁目地内

○四国地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　香川県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年四国地方整備局告示第八号高松広域都市計画道路事業三・二・一〇三号錦町国分寺綾南線
三　事業施行期間　自令和二年一月二十八日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

人事異動

法務省

検事　北村　治樹
令和七年度司法書士試験委員に併任する
併任の期間は令和七年十一月二十八日までとする
伊賀　和幸
令和七年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する
併任の期間は令和七年十一月二十八日までとする
同　内野　宗揮
同　大谷　太
令和七年度司法書士試験委員の併任を解除する（各通）
同　北村　治樹
令和七年度司法書士試験委員（筆記試験担当）の併任を解除する
同　北村　治樹
令和七年度土地家屋調査士試験委員に併任する
併任の期間は令和八年二月二十七日までとする
同　大谷　太
令和七年度土地家屋調査士試験委員の併任を解除する
同　北村　治樹
令和七年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員に併任する
併任の期間は令和七年十二月二十六日までとする
同　大谷　太
令和七年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員の併任を解除する（以上七年七月二十四日）
法務事務官　西村　孝
令和七年度司法書士試験委員（口述試験担当）に併任する
併任の期間は令和七年十一月二十八日までとする（七年十月七日）
飯田　裕　髙野　員臣
令和七年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に任命する
任期は令和八年二月二十八日までとする（七年十一月五日）
飯田　茂幸　居川　文庸　岩﨑　諭
海老沼　学　大音　貴司　樫　一郎
高津　笑　高月　麻衣　長谷川　潤
本橋　寛樹
令和八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に任命する
任期は令和八年十一月三十日までとする（各通）